

知的財産法

(第1問) (配点50)

甲は、生海苔異物分離除去装置（生海苔・海水混合液から異物を除去する装置）における生海苔の共回り防止装置（以下、「発明α」という）についての特許権（以下、「本件特許」という）を有している。

発明αは、生海苔・海水混合液から異物を分離除去する回転板方式の生海苔異物分離除去装置において、選別ケーシングと回転板の間のクリアランスの目詰まりを防止せんとするために、選別ケーシング、回転板、あるいはクリアランスに、突起・板体の突起物が設けられている。すなわち、従来、生海苔（原藻）に根、スケール等の原藻異物が存在し、生海苔の厚みが不均等なとき、生海苔が束状、ねじれ、絡みつき等の異常な状態で、生海苔が展開した状態でないときなどの場合に、クリアランスの目詰まりが発生する状況が生じ、回転板の停止又は作業の停止を招いて、結果的に異物分離作業の能率低下等を招いてしまうことがあったため、共回りを防止する手段を簡易かつ確実に適切な場所に設置し、クリアランスの目詰まりをなくして共回りの発生を防ぐことによって、効率的・連続的な異物分離を図ろうとした共回り防止装置に関する発明である。

他方、乙は、発明αの構成要件を充足する生海苔異物除去機（以下、「製品β」という。）を製造・販売している。また、製品βは固定リング（以下「本件リング」という。）とその内側の回転円板を構成部品とし、本件固定リングの上部や側面（クリアランス側）に突出するように板状部材（以下「本件部材」という）が1個以上取り付けられ、共回りを防止する防止手段に該当する「突出部」を形成する。そして、製品βを使用して海苔製造を行う製造業者（ユーザー）は、本件リングや本件部材を付設した状態で海苔異物除去作業を行っているところ、製品βにおいては、本件リングとその内側の回転円板との間の極めて微少な環状隙間（クリアランス）を介して生海苔を通過させる構成となっている。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

(設問)

1 甲は、乙に対して、製品βや本件リング・本件部材に関して、どのような請求・主張をすることができるか論じなさい。

2 乙は、発明 α の特許出願以前から、「大荒ゴミ取り機」（以下「 γ 装置」という。）を製造・販売していた。 γ 装置は、生海苔の異物除去に関する技術分野の装置であるが、回転板方式の異物分離除去装置である α 発明とは構造が違い、隙間に異物が詰まって、隙間を通過する生海苔混合液の量が少なくなるという課題を解決するために、回転ブラシ筒にL型金具を取り付け、そのL型金具の刃部が当該隙間に挿入されて、回転ブラシ筒の回転に伴って当該隙間を移動することによって、当該隙間への異物の詰まりを防止するという発明を具現していた。すなわち、当該隙間を介して生海苔混合液が押し出されることによって、生海苔と異物とを分離する装置である。

他方、 α 発明出願時に最も近い公知技術（以下、「本件引用発明」という）としては、回転板を回転させ、タンクの底部に異物排出口を設けたことを特徴とする生海苔の異物分離除去装置があった。本件引用発明と発明 α は、生海苔排出口や異物排出口等のある生海苔・海水混合液が供給される生海苔異物分離除去装置である点では一致していたが、発明 α が突起物を防止手段として回転板の回転とともに回る生海苔の共回りを防止する点で相違していた。仮に、 γ 製品に本件引用発明を組み合わせること自体難しく、その構成が異なるため、発明 α の構成にいたるものではなかった。

乙は、甲の前記請求に対して、どのような反論をすることができるか、その妥当性についても論じなさい。

3 製品 β は、円板の回転によって本件リングの側面部分が摩耗しやすいため、乙は、ユーザーに対して、補充部品として本件リングを供給し、部品交換作業を行っている（以下、「本件メンテナンス1」という）。また、乙は、本件部材又は本件リングの取付け行為以外にも、製品 β に対する点検、整備、部品の交換又は修理（以下、「本件メンテナンス2」）を行っている。

当該メンテナンス行為について、甲は、乙に対して、どのような請求・主張をすることができるか、その妥当性についても論じなさい。

以上

(第1問) (配点50)

甲は、私小説作家Aの遺族であり、Aの作品の著作権者である。乙は、書籍雑誌の企画、編集、出版等を目的とする株式会社である。乙は題号を「ツエペリン飛行船と黙想」とする書籍(以下、「本件書籍」という)を発行した。

本件書籍は、目次、Aの作品125編、「解題」、略年表、著作目録、初出一覧から構成される。「ツエペリン飛行船と黙想」から「大山・升田三番勝負第二局千日手再指し直し局観戦記」までの作品合計125編を著述した。作品125編は、全て未発表、全集未収録作品から収録されており、各作品の内容に応じて次の6項目に分類されて配列された。すなわち、「Ⅰ 創作(詩・小説)」、「Ⅱ 随筆」、「Ⅲ 評論・感想」、「Ⅳ アンケート」、「Ⅴ 自作関連」、「Ⅵ 観戦記」の6項目(以下、「本件6項目」という)に分類配列され、各項目内における作品の配列は、冒頭の「ツエペリン飛行船と黙想」を除き、初出あるいは執筆の時期により年代順に配列するという方針に沿って、配列されている。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

(設問)

1 本件書籍は、乙の企画に基づいて発行された。乙の担当者丙は当初、Aの日記を中心に据え、未発表、全集未収録の作品によって構成される書籍の刊行を企図したものの、日記の収録については甲からの同意が得られなかったため、同意が得られた未発表、全集未収録作品によって構成される書籍の刊行を目指すことになった。

甲から編集の方向性を示すよう求められた丙は、「一般の読者に向けて、Aの新たな面に光を当て、読み直しを促すような、資料的でありながら読み物として読むこともできる単行本としたい」という方針を示した。そして、甲は、Aの作品の中から、判読不能なものや未完成のもの、対談等の記事などを除き、全ての未発表、全集未収録作品を収集し、丙にこれらの作品を提供した。丙は、これらを「Ⅰ(創作的)」「Ⅱ(評論的)」「Ⅲ(随筆的)」「アンケート」「(保留中)」に分類し、各項目内では未発表のものを先に、既発表で全集未収録のものを後にして年代順に並べた構成案を作成し、甲に示した。その後、丙は「Ⅰ 創作」、「Ⅱ 随筆」、「Ⅲ 評論・感想」、「Ⅳ アンケート」、「Ⅴ 観戦記」「Ⅵ 自作関連」と分類する構成案を立案した。これに対して、甲は「自作関連」を独立させた場合の配置に関し、冒頭に詩を、最後に観戦記を配置し、その間に他の作品を配列するという構成は崩したくないとの希望を繰り返し述べたため、丙は遺族である甲の意向を尊重し、本件6項目とした。

甲は、乙に対して、どのような請求をすることができるか、その妥当性についても論じなさい。

2 個人のブログ（以下、「本件ブログ」という）で書籍の評論を書いているフリーライター
の丁は、本件書籍に対して評論（以下、「本件評論」という）を書き、本件ブログにア
ップした。

本件評論では、本件書籍が「Ⅰ 創作（詩・小説）」、「Ⅱ 随筆」、「Ⅲ 評論・感想」、「Ⅳ
アンケート」、「Ⅴ 自作関連」、「Ⅵ 観戦記」という項目に分けられていること、各項目
に収録されている作品のタイトルが項目ごとにすべて書かれていた。そして、そのうちの
「Ⅴ 観戦記」の中から「大山・升田三番勝負第二局千日手再指し直し局観戦記」の要約
（100字程度）が書かれた上で、その評論が書かれていた。評論部分そのその他の割合
は6：4であった。

甲や乙は、丁に対し、どのような請求・主張をすることができるか、それに対して丁は
どのような反論をすることができるか、その妥当性を含めて論じなさい。

以上